

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（仮称）素案について

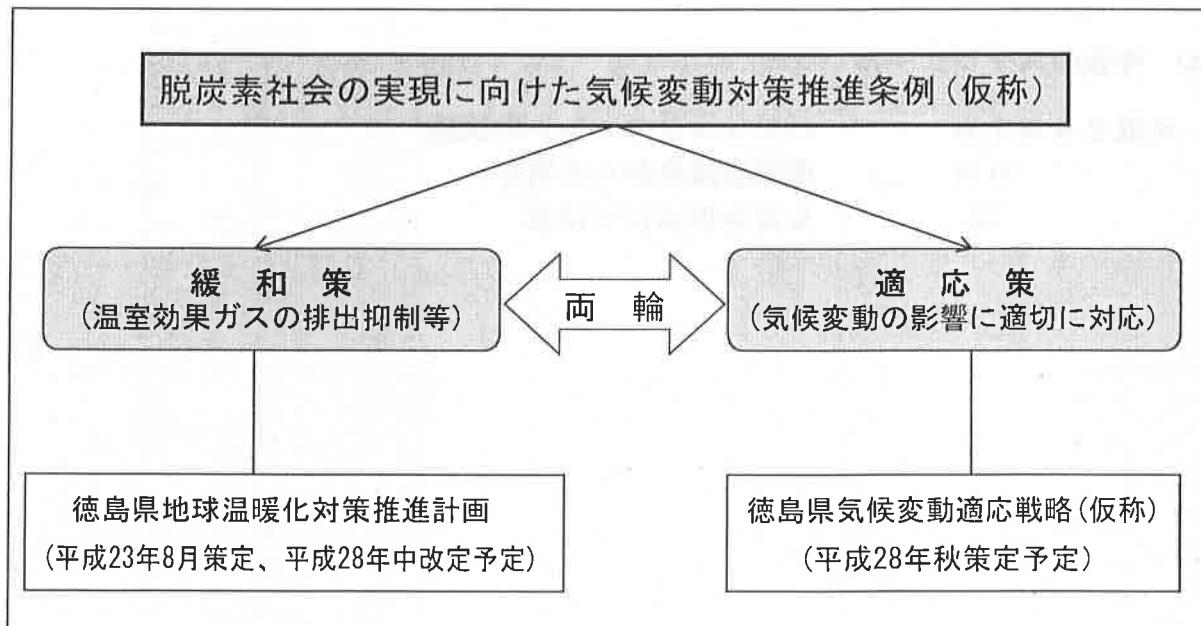
1 趣 旨

世界の年平均気温は、2014年、2015年と2年連続で過去最高気温を更新するとともに、2015年12月には、全大気二酸化炭素平均濃度が観測史上初めて、400ppmを超過する等、気候変動対策は待ったなしの課題となっている。

一方、東日本大震災以降、自然エネルギーを活用した新たなエネルギー政策の本格化や、「今世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロ」を目指す「パリ協定」の採択により、世界全体が「脱炭素社会」に向け第一歩を踏み出すなど、気候変動対策に係る新たな仕組みづくりが進められてきたところである。

こうした近年の環境情勢の変化を踏まえ、「脱炭素社会」の実現に向け、取組みのより一層の充実を図るため、新たに条例の制定を行うこととする。

2 気候変動対策に係る体系



3 条例の概要

(1) 基本理念

- ・「緩和策」と「適応策」を両輪とした気候変動対策の展開
- ・県民、事業者等が主役の「県民総活躍」による普及啓発
- ・本県ならではの地域資源を最大限活かし、地域課題を解決

(2) 温室効果ガスの排出抑制に関する対策

- ・ライフ（ビジネス）スタイルの転換の推進
- ・再生可能エネルギー等の優先的利用、水素エネルギーの最大限導入
- ・森林保全の推進
- ・フロン類の排出抑制、廃棄物の発生抑制等

(3) 適応に関する対策

- ・影響によるリスク低減及び効果的活用の両面からの対策の実施
- ・県土保全分野や健康分野等、各分野における適応のための対策の実施
- ・県民の理解及び行動の促進
- ・影響に係る調査研究

(4) 環境教育・環境学習の推進

- ・あらゆる世代に対する多様な環境学習の体系化
- ・専門知識を有する人材や活動リーダーの育成
- ・地域に根ざした普及啓発

(5) 先導的な取組みの支援・顕彰

- ・産学民官の連携による先導的な技術開発や先駆的な取組み等の支援
- ・気候変動対策に貢献する県民等の表彰、削減努力の「見える化」

4 今後のスケジュール

平成28年7月	パブリックコメントの実施
9月	環境審議会からの答申
同	9月定例会にて提案